

■補償内容のご説明

保険金額種別	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
留學生賠償責任保険金	<p>責任期間中に発生した住宅の所有・使用・管理または日常生活（住宅および住宅以外の不動産の所有・使用・管理を除きます。）に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、または他人の財物を壊したりもしくは紛失したりしたこと等によって、法律上の賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません。）。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、留學生賠償責任保険金額を限度とします。</p> <p>(注)被保険者が責任無能力者の場合は、その者の親権者等を被保険者とします。ただし、当社が留學生賠償責任保険金を支払うのは、責任無能力者が上記に記載の事故を起こし、親権者等が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害にかぎりです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●被保険者の親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の職務遂行またはアルバイト業務の遂行に起因する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●航空機、船舶^(※1)、車両^(※2)、銃器^(※3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する財物の破損・汚損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(宿泊施設設のルームキー、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用動産は除きます。) <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※1)原動力がもつばら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。</p> <p>(※2)原動力がもつばら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。</p> <p>(※3)空気銃を除きます。</p>
留學生生活用動産保険金	<p>責任期間中に保険の対象が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合、保険の対象1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円)を損害額の限度として、時価額または修繕費をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、同一保険年度内の事故による損害に対して、留學生生活用動産保険金額を限度とします。</p> <p>(注1)保険の対象とは、バッグ、カメラ、時計、衣類、旅券等、被保険者が責任期間中に携行する、または留学のために宿泊施設もしくは居住施設(その宿泊施設もしくは居住施設の敷地内の動産および不動産を含みます。)に保管する被保険者所有の物または旅行前に旅行のために無償で借り入れた物をいいます。ただし、携行しない別送品および下記のものは保険の対象に含まれません。</p> <p style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">◇現金、小切手 ◇クレジットカード、自動車・原動機付自転車以外の運転免許証、定期券 ◇コンタクトレンズ、義歯 ◇船舶、自動車、原動機付自転車 ◇動物、植物◇稿本、設計書 ◇商品もしくは製品等 ◇データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ◇危険な運動(ビックル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等)を行っている間のその運動のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィン等の運動を行うための用具、◇クリーニング、一時荷物預かりおよび修理等のため有償で業者に委託した物 など</p> <p>(注2)「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注3)旅券の損害については、1回の事故につき5万円を限度として、発給費用(宿泊費・交通費等を含みます。)をお支払いします。</p> <p>(注4)自動車・原動機付自転車の運転免許証の損害については、国または都道府県に納付した再発給手数料をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●差し押さえ、没収 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 ●保険の対象の欠陥あるいは自然の消耗、性質によるさび・かび・変色・蒸発、ねずみ食い、虫食い等または汚損・すり傷等機能に支障をきたさない外観の損害 ●詐欺または横領 ●置き忘れまたは紛失 ●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ●保険の対象に対する修理、調整、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣 ●国等の公権力の行使。ただし、火災消防あるいは避難処置における場合や、空港等における安全確認検査等において手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。 ●楽器の音色または音質の变化 ●ガラス器具、美術品の破損(火災・盗難等の事故の結果として生じた場合を除きます。) <p style="text-align: right;">など</p>